

さいたま市障害者権利条例視察報告書 2013.8.21

報告作成 茨城に障害のある人の権利条例をつくる会 生井祐介

場 所 さいたま市役所内会議室

説明者 さいたま市障害福祉課ノーマライゼーション推進係 西淵係長 川松氏

さいたま市での障害者権利条例制定の経緯と今後の課題について

◆条例制定までの経緯◆

清水現市長のマニフェストをまとめた「しあわせ倍増プラン2009」に位置づけられ、検討を開始した。障害者権利条約の方向性に沿った条例とした。最終的には、障害者の権利条約の批准、障害者基本法の改正、障がい者総合福祉法を迎え入れるに当たり基礎となる、地域の新たな理念の普及を目指す。とすることでこの条例の制定に入っていた。さいたま市の条例制定における最大の特徴は、条例について話合う100人委員会（現在は市民会議と呼んでいる）というのがあった。100人委員会は、障害当事者、障害者の家族、一般市民といった人達が集まった。100人委員会では、さまざまな話し合い、議論を戦わせながら意見を集約していった。その意見を参考にして、全体の取り組みの中で条例をつくって行った。その他にも、市長は、さいたま市10区全部をまわり、タウンミーティングを行った。

◆さいたま市障害者差別禁止条例（ノーマライゼーション条例）の特徴◆

●障害者への差別と虐待を禁止した条例（政令都市初）

障害者に対する虐待の定義

基本的には、児童虐待防止法及び高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律の定義の分類に従っている。

ア 身体的虐待

イ 性的虐待（性的自己決定権の剥奪を含む）

ウ 心理的虐待

エ ネグレクト

オ 経済的虐待

カ 保護者、養護者又は障害者の福祉サービスに従事する者によるセルフネグレクトのネグレクト

カは障害者虐待防止法にはない、さいたま市の差別禁止条例で独自の定義。セルフネグレクトのネグレクトとは、障害のある人自身が物を食べないなどの（セルフネグレクト）の放置（ネグレクト）。ただし、障害のある人と関係がある人で、障害のある人の状況がわかる人（保護者、ヘルパーなど）が対象となる。

●障害の定義に社会モデルを取り入れる

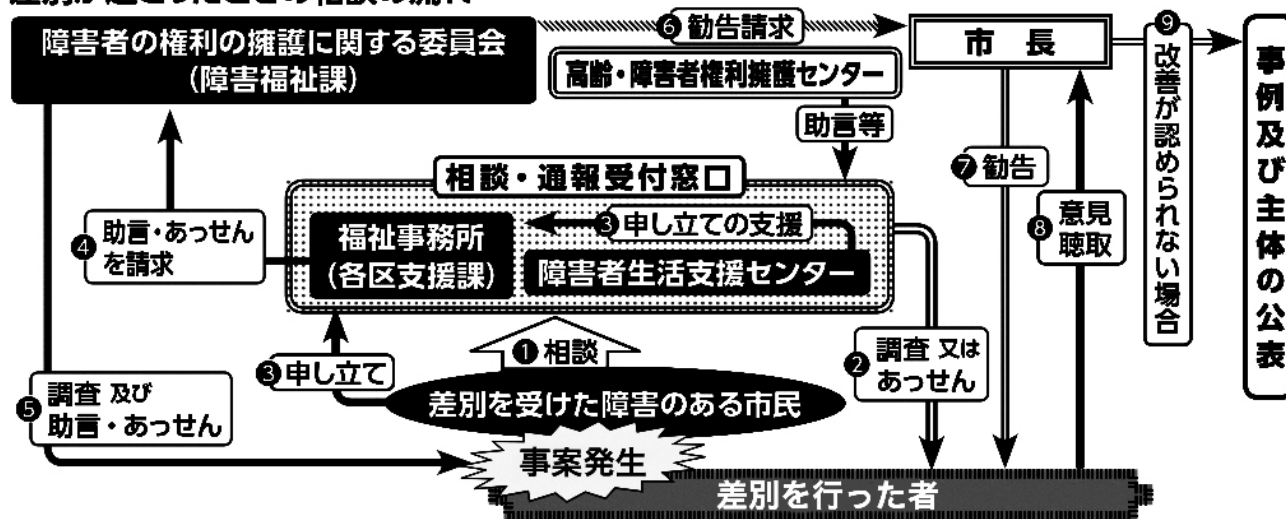
●合理的配慮に基づく措置を定義



左側一番目が西淵係長、左二番目が川松氏

●条例における差別事案に対するフローチャート（下図 参照）

➤ 差別が起こったときの相談の流れ



真ん中①相談から、1次相談窓口として、さいたま市の場合には、障害者生活支援センター（民間の事業所）と各区役所の支援課になっている。いろいろな相談や差別をした人への調整などを行い、なるべく、その相談窓口で解決できるようにしている。いまのところ、そこでのどうしても解決ができず、市長への申し立てとはなっていない。つまり、1次窓口の生活支援センター、各区役所、障害福祉課での解決となっている。

障害者生活支援センターは、さいたま市独自の呼び方で、相談支援事業所であり、各区（さいたま市は10区ある）に一カ所ずつ設置している。障害のある人からのさまざまな相談を受けている。民間の事業所で、福祉事務所の民間版と思ってよい。

各センター4人くらいの体制で相談を受けている。総合支援法の中の、計画相談や地域移行を行う相談支援事業所である。市内にある相談支援事業所の中から各区一カ所を選んでいる。中央区にある基幹相談支援事業所を基幹生活支援センターとしている。相談支援事業所へは、市の委託として、障害者生活支援センターとして運営してもらっている。委託料は、一カ所あたり2千万円。10カ所で2億円。

◆今後の課題◆

まだ、差別の相談件数が少ない。市民への認知度も低い。

ノーマライゼーション条例PRキャラクター ノーマ君を作成したり（右図）、日本ブラインドサッカー協会と連携して、さいたま市ノーマライゼーションカップと称したブラインドサッカー国際親善試合を行った。また、ノーマライゼーション係が、Jリーグの試合に出向くなどして、普及啓発をしている。



ノーマ君

◆質疑応答◆

Q1 さいたま市の条例に関する予算額は？また、その内訳は？

A 条例の推進事業として、5百7十万円。会議の運営費用として、1千3百万円を計上してやっている。

Q2 さいたま市障害者政策委員会と自立支援協議会の関係はどういう位置づけ、役割分担になっていますか？

A 障害者基本法に基づく審議会と、障害者総合支援法に基づく審議会ということで、障害者政策委員会は、障害者施策のあり方など全般、計画の進行管理などを行う。自立支援協議会は、相談支援の実務に関する事項を中心に審議をしている。自立支援協議会は、条例ができる以前からできていた。組織的には同じ。条例ができてから、がらっと刷新した訳ではない。機能強化もしていない。条例の中にも設置するように、条文を加えて、法的な位置づけもしっかりつくった。

Q3 条例が出来る前と後で大きく変わったと感じる点がありますか？

A 一番は、障害当事者の人とか行政の担当者の意識が高くなってきた。

あとは、条例に基づいて、相談機関の体制の整備とか体制の強化とかが出来てきた。

市民とか、当事者、家族からはどういう声があるか（とても助かるとか）？

条例が出来た事自体は、評価されているし、条例の中身自体も全国の自治体に誇れる内容だと皆さん感じている。そういった部分では、評価されているが、条例ができたからと言って、すぐさま、条例に書かれている事ができあがる訳でもなく、少しずつ、一個ずつ解決していくというような形なので、施策の推進といった面では、まだ、もの足りないといった意見を頂く。

Q4 条例をつくるにあたり、行政と良好な関係をつくっていきたいが、どういった関係を作れると、一緒にやっていく関係をつくれるか？（どうゆう関係が望ましいか？）

A 難しい質問であるが、条例はできて終わりではなく、大切なのは出来上がった後、条例に基づいた施策がどう進んでいくかである。

今、市民会議に行くと、市民の皆さんから、ノーマライゼーション条例を絵に描いた餅にするなどと言われる。

これは、個人的な意見だが（川松氏）、条例が出来た後に、施策を進めていったり、予算を取ったりするのは、行政の職員になるので、行政との良好な関係を築いておかないと、条例をつかった後での、施策の推進というのがまったく進まなくなるか、少しずつしか進まなくなるので、状況になるので、なるべく良好な関係を築いてもらった方が良い。議論を戦わせることは、大事なことで、行政の方の要求とかを全部受け止めるのではなく、議論を戦わせながら良好な関係を築いてほしい。

以上